

南朝における貴族制と皇帝権力再考

——「二品才堪」と「門地二品」をめぐる——

李 濟 滄

はじめに

一、貴族制か、皇帝権力か

二、「門地二品」と「二品才堪」

三、「二品才堪」と郷品二品

(一) 徐羨之の例について

(二) 蘇寶生の例について

(三) 朱幼の例について

四、「二品才堪」から見た南朝貴族制の本質
おわりに

はじめに

紀元三―六世紀の魏晉南北朝あるいは六朝と呼ばれる時代展開の背後には、例えば皇帝権力の不振・異民族の擡頭・宗教の勃興・莊園制の盛行・新しい文學形式の誕生など、他の時代に比べて、極めて独特な現象が認められる。そこで、一部の研究者はそれらの現象を、この時代を特徴づける貴族階級の活躍とリンクさせ、貴族制社會と定義づけて、中國の中

世という時代像を描こうとした^①。

六朝時代の貴族像について、渡邊義浩氏はこれまでの日本の研究を總括し、次の五つの特徴を挙げている。(一) 支配者階級として、直接的・間接的に農民を支配する、(二) 代々にわたり國家の高官を世襲する、(三) 「庶」に對する、「士」という身分的優位者である、(四) 一般庶民が關與しえない文化を擔うという文化的優位者としての側面を持つ、(五) 皇帝權力に對して自律性を保持するという側面を屬性として有する、という五つである。これらのうち、例えば(一)は漢代の豪族から清代の郷紳までの支配層に共通して見られる性質であり、(二)(三)は周代の卿・大夫・士に、(四)は宋代以降の士大夫階級にも共通する性質であるのに對して、(五) 皇帝權力に對する自律性は六朝貴族を特徴づけるものであると指摘する。ここで言う自律性とは、家系を重んじる名族主義や閉鎖的な通婚圏を形成する人的結合、貴族である者と他者とを峻別する仲間意識などを指すとする^②。

日本を主とした海外の六朝貴族制研究に對して、皇帝權力への視野が缺落しているのではないかと疑問を呈したのが田餘慶氏である。氏によれば、海外の六朝貴族政治についての研究は、中國史を西歐の歴史の枠組みにはめ込もうとしたものである。しかし、中國では、制度を一元化した大規模な國家が形成されたとき、政治的混亂をさけるため、どうしても專制的皇帝權力が必要となる。皇帝を頂點とした專制的な制度は中國の歴史を推進した軸である。皇帝權力が一時的に弱まったり、あるいは一時的に權力をなくしたりしても、その存在はいつまでもなくならない。皇帝權力の存在を疎かにして、ただいくつかの門閥・何人かの政治家の活躍を重視し、彼らと皇帝權力との相互關係や、あるいは彼らが皇帝權力を借りて威勢を振るった事實を無視した結果、西歐のそれと區別のない貴族政治論が構築されてきたのである^③。

以上みてきたように、六朝貴族の自律性と皇帝權力との關係は、六朝史研究の重要なテーマとなっている。逆に言えば、貴族の自律性を論ずる時、皇帝權力をどう位置づけるか、また皇帝權力を強調する場合、他の時代に見られない六朝貴族のもつ自律的性質をいかに認識すべきかは、六朝時代の特質を把握するための鍵であろう^④。

本稿では、以上のような問題關心から、六朝とりわけ南朝における貴族制と皇帝權力の實相に迫りたい。まず、貴族制と皇帝權力に關する先行研究の到達點や問題點を整理する。次に皇帝權力を重視する際、有力な論據となっている「二品才堪」と「門地二品」という用語に關聯する史料を吟味・検討する。そのうえで、南朝における皇帝權力と貴族制との關係について私見を述べることにする。

一、貴族制か、皇帝權力か

周知のように、唐宋時代以降では官僚となるために資格が要る。科擧試験に合格することが前提となり、科擧社會と言つても過言ではない。その前の六朝隋唐時代は、一般に門閥社會あるいは貴族制社會と認知されているが、家柄や血縁關係を政界入りの保障としたという一部の見方は、やや皮相的ではなからうか。⁵⁾

貴族を貴族たらしめる根源を探り、そこから時代の特質、ひいては時代區分論に寄與していこうとするのは、近代歴史學的なアプローチである。いち早くこのような見地に立つて、六朝貴族の歴史の意味を唱えたのが内藤湖南である。⁶⁾

この時代の支那の貴族は、制度として天子から領土人民を與へられたといふのではなく、その家柄が自然に地方の名望家として永續した關係から生じたもので、勿論これは元來幾代も官吏を出したのに基因する。⁷⁾

貴族による高位高官の獨占や排他的婚姻關係を重視した従來の研究に對して、内藤は、その名望家的特徴に注目した。何代にもわたつて、地方社會からの支持や名望を勝ち得ることは、六朝貴族がその權威を獲得した礎である。確かに官僚としての側面を保持しているが、それを可能にしたのが家柄と地方社會から得た地位と名望に他ならない。⁸⁾ その意味では、六朝の貴族は決して皇帝權力の手足あるいは附屬品ではないといふのである。⁹⁾

宮崎市定氏は六朝貴族制と深く關聯した九品官人法を研究し、劃期的な成果を擧げている。朝廷から州や郡に派遣された中正が、官僚候補者に郷品を與えるに際しては、地方社會で形成された郷論から大きく影響を受ける。郷品は、その人

が最初に就く官職の官品、つまり起家官品を決定する。郷品と官品はともに九品があり、緊密に聯動している。たとえば、郷品二品のもは起家して、初任官はおおむね六品となり、二者の間には四品の差がある。その後年功を積み、勞績を認められれば、逐次昇進して二品官まで達し得ると指摘する。^⑩

宮崎氏によって明らかにされた郷品と官品との對應關係について、谷川道雄氏は、それはつまるどころ、貴族の身分を決定する要因が王朝の外側にあり、皇帝權力に相對する自律的性質のあらわれであると説く。

官品が郷品によって決定されるという事實は、貴族の身分・地位がいくら王朝權力によって付與されているかに見えても、本源的にはその郷黨社會における地位・權威によって決定されるものであり、王朝はその承認機關——尤もこの承認は大きな役割を占めるのであるが——にすぎないことを示すものと解されるのである。端的に言えば、貴族を貴族たらしめるものは、本源的には王朝内部にはなくて、その外側にあるわけである。そしてその承認手續きこそが、つまり九品官人法であったとみることのできるものである。^⑪

郷品は、貴族が政界入りする際のシンボルともいべき起家の官品を決定するものであるが、この郷品が中正によって下される時に、最も影響を受けていたのが郷論である。かかる九品官人法の構造に注目した谷川氏は、貴族の官僚世界に入る資格、もしくはその身分を決める根本的な要素が、皇帝權力の外側にある地方の郷黨社會にあると主張している。

以上の如き展開を見ると、内藤・宮崎・谷川諸氏の研究が、六朝貴族の持つ社會的性質を重視したことが分かる。^⑫ 地方社會とそこに生まれた郷論の支持で官僚となることは、科擧に合格して皇帝の承認を得てから官僚となった唐宋以降の時代とは全く異質なものといえよう。六朝時代の特質はまさしくこのような貴族制度から追究すべきであろうし、谷川氏が提唱した「非封建的中世」論も、かかる認識に基づいていると思われるのである。^⑬

とはいえ、自律性をもつ貴族が官僚となつて、皇帝權力と一緒に國家權力を構成していることも事實である。二者の關係は一體いかなるものであろうか。

日本の六朝貴族制研究の枠をほぼ固めた内藤湖南は、「君主は貴族階級の共有物で、その政治は貴族の特権を認められたに實行し得るのであって、一人で絶対の權力を有することは出来ない」と述べ、皇帝權力と貴族政治との關係を示唆している。¹⁴

内藤史學を繼承した宮崎氏は、九品官人法の研究を通して、一面では郷品が官品を決定するという貴族的人事を分析したのであるが、他面では皇帝權力と貴族との對決にも言及している。

三國から唐に至る中國の社會は、大體において貴族制度の時代と名附けることができる。さればと言つて凡ての事象が貴族制度だけで割切れるものではない。一方には之に對立する君主權が嚴存して、絶えず貴族制を切崩して之を純粹な官僚制に變形せしめようと努力していたのである。¹⁵

皇帝權力が依然として機能し、さらに貴族制度を突破して、皇帝を中心とした官僚制を再建しようという考えが示されたのである。

六朝貴族のもつ官僚的色彩や、皇帝權力の前に從屬する側面に注目した「寄生官僚論」という説も、夙に日本の學界にあった。その主な論據は、貴族が朝廷から與えられた俸祿に依據して生活して、中には「貧」と言われるものもあるということである。¹⁶ また、皇帝による一元的支配は時代の主流であり、確かに貴族には世襲性の強い側面があり、それによつて現れた自律的な特徴もあるものの、それはあくまでも皇帝權力の承認と利用のもとで形成されたものであるという主張もある。¹⁷

谷川氏は一九九〇年代の初め、日本の六朝貴族制研究の現状を次のように概括した。すなわち、研究者にはそれぞれの立場があるが、當該時代を官僚制社會として認識する點において一致している。しかし、六朝貴族の地位は、はたして皇帝權力の一環として得られたのか、それとも皇帝權力以外の自律性から得たものなのか、その點においては根本的に異なっている、と。¹⁸

一方、中國の學界に目を轉じると、皇帝權力と貴族政治との關係を探究する研究が少なくないが、その中でも特筆すべきは田餘慶氏の研究である。

『東晉門閥政治』に代表される田氏の東晉南朝史研究では、ほぼ以下のように説かれている。東晉時代において、政治的・軍事的な權力の大半を握るいくつかの門閥貴族が皇帝權力を凌駕したが、東晉末から南朝に至ると、皇帝權力が側近政治を行い、さらに、宗室の人々を地方の重要な州郡に軍事長官として配置した。皇帝としての發言權が擴大するにともない、いわゆる皇帝權力の回復という時代の展開が見られる。このように見れば、東晉時代の門閥政治はあくまでも一時的なもので、皇權政治の變形であり、六朝政治の主流は最終的に皇權政治に復歸するのである。「門閥と皇權との共治」を特徴とした東晉の門閥政治は「皇權政治の變形」にすぎず、皇權政治によって立つものである。¹⁹⁾

皇權政治を中國の歴史の常態と見た田氏の研究は政治史に重點を置いていたが、門下生の閻步克・胡寶國二氏は政治制度、とりわけ九品官人法の面から六朝貴族制の衰弱や皇權の回復を實證・補強した。たとえば、郷論や中正の役割の形骸化や、郷品授與の中央化傾向、また出身の低い寒人階層の郷品二品の獲得と言った論點などが擧げられる。²⁰⁾

現在これら諸先學の見解を振り返って見るに、史料の解釋如何によつて史論の展開が左右されてきた側面があるということ、まず指摘したい。そしてより重大な問題は、貴族の自律性を語る場合、郷論という社會的屬性から切り込んでいるのであるが、官僚としての側面も持つ貴族について、皇帝權力との關係においてこの自律性をいかに認識すべきか、という議論が皆無と言つてもよいことである。最近の川合安氏の南朝貴族制研究でも、従來の皇帝・恩倖寒人對門閥貴族という對立構圖を否定し、舊門閥貴族、寒門・寒人など各階層出身者からなる官僚層は皇帝權力と大局的には一體である、これまでの研究と異なる考えを提示したが、その考えは、皇帝權力の外側に本源を持つ六朝貴族の歴史的意義を減殺してしまつたのではなからうかと思わせるものである。²¹⁾

六朝貴族の自律性を社會と政治との兩側面から明らかにするために、筆者はこれまで九品官人法における郷論・郷品・

官品の相互關係、または東晉貴族政治の實施といった政治面の問題を具體的に檢證してきた。⁽²³⁾たとえば、「放達」というのは皇帝權力側に強く拒否された行動であるが、逆にそれを體得することによつて郷里社會の支持を得る貴族もおり、そうした中で中正から郷品二品を授與され、起家した例も認められる。⁽²⁴⁾魏晉社會では郷論が皇帝權力と一定の距離を置いたことが明白である。また、郷品の定義づけ、官職昇進の際に郷品の果たした役割などの問題を検討すると、貴族制の牙城とも言うべき九品官人法に、皇帝權力の限界が確認される。江南社會に遷つた後、貴族たちは「清」と稱された倫理精神を發揚し、刑法主義や中央集權を志向した皇帝權力側の動向と違い、「清靜」「寬和」「和靖」といった政治や政策を遂行した。江南で絶大な影響を持つ豪族や民衆の支持を勝ち得た點において、貴族政治と皇帝權力との決定的な違いが見られる。このように、六朝貴族は華北の郷里社會でも異郷の江南地方社會でも郷論の支持を受けながら、政治的・社會的地位と權威を高めたのである。

ここまで社會的側面や制度、政策の面から、魏晉時代における皇帝權力の限界を指摘してきたが、この限界とはどのような歴史的意味があるのだろうか。それを探ることによつて南朝貴族制の本質を垣間みることができないのではないかと豫想される。本稿では、かかる課題を解明するために、九品官人法に關わる「門地二品」や「二品才堪」を考察の対象に取り上げる。先學の研究に依據しつつも、南朝時代における皇帝權力と貴族制との關係を捉え直してみたい。

二、「門地二品」と「二品才堪」

二つの言葉は、『宋書』卷六〇范泰傳に見える。劉裕即位の翌年（永初二年、四二二）、國子學を建てようという意見が出たときに國子祭酒に任命された范泰は、部下の國子助教という官職に三種類の人材を用いるべきだと提案した。

昔 中朝の助教は、亦た二品を用う。潁川の陳載 已に太保掾に辟せらるるも、國子取りて助教と爲すは、即ち太尉淮の弟なればなり。貴ぶ所は才を得るに在り、定品に繋る無し。教學明らかならざれば、獎勵著れず。今職の閑にし

て學の優る者有らば、本官を以て之を領せしむべし。門地二品は、宜しく朝請を以て助教を領せしむべく、既に以て其の名品を甄らかにすべく、斯に亦た學の一隅を敦くす。其れ二品の才の堪うるものは、自ら舊に依りて事に従わしめよ。

一つは「職が閑で學問が優れたものであれば、本官はそのままに兼職させる」、もう一つは「門地二品」出身者の中で、奉朝請で起家したものを就任させる、最後は「二品才堪」たるものは、従來のやり方に従うべきである、と。引用文の直後に「時に學 竟に立たず」とあることから、結局この時に國學が建てられることはなく、従って少なくともこの時點で彼の上奏が實現することはなかったが、そうした事情に關係なく、「二品才堪」については「舊に依りて」とあることから晉代より行われていたことが分かる。この「門地二品」と「二品才堪」をめぐる解釋が、従來議論の種となってきた。

いち早くこの史料に注目したのが宮崎市定氏である。「才は二品と認められても、もしも門地がなければ郷品二品は與えられなかつたのである。郷品は全く門地によって決定され、門地二品という貴族階級が嚴然として成立していたのである」と説明している。²⁶⁾

宮崎氏の研究と前後して、唐長孺氏もこの史料を引用し、「門地二品」が家柄によつて郷品二品となつたものに對して、「二品才堪」とは、家柄のみならず、確かな才能の持ち主であると指摘したのである。²⁶⁾

その後、主に中國の學者はこの史料を使つて論を立てた。胡寶國氏は、「門地二品」と分けて擧げられている以上、「二品才堪」は家柄を含めず、單に才能によつて郷品二品となつたものを指すのではないかと述べ、さらに、一流の家が合理的に家柄に依據して郷品二品を獲得するのに對して、一流の出身ではない人々も個人の才能によつて郷品二品になることが許される、すなわち、一流貴族が郷品二品を獨占することは、もはや不可能であつたと結論する。²⁷⁾

閻步克氏は、胡氏の見解に同意した上、次のような考えを開陳した。南朝では、王朝は中正二品（郷品二品）を「門地二品」と「二品才堪」の二種類に分け、前者はただ家柄によるものであるが、後者は才學を問うことになる。そうするこ

とによって、古い家柄の貴族と出身の高くない寒人新進が區別される。ただ、二品という貴族的な家柄を獲得してもやはり寒士、寒人であり、依然として「門地二品」より起家した正真正銘の貴族と竝列できない、というのである。²⁸⁾

研究者の間には二つの言葉をめぐって、異なった解釋があるが、總じて次のようなことが分かる。(一)「門地二品」より、「二品才堪」を格上と見るのが唐氏である。それに對して、宮崎・胡・閻の三氏は逆の意味合いに取り、「二品才堪」が身分の低い階層を代表しているとする。(二)宮崎・胡・閻三氏の間にも相違がある。すなわち「二品才堪」たるものは果たして郷品を獲得しているかどうかという問題である。胡・閻二氏が唐氏と同様、郷品二品が賦與されたとするのに對して、宮崎氏は家柄の等級が足りないため、結局郷品二品を獲得していないと指摘する。

川合安氏は以上の諸説を詳細に検討して、「二品才堪」を「門地二品」より上位とみる唐氏の考えを否定したが、「二品才堪」が郷品二品を取っていないとする宮崎説にも賛成せず、胡・閻二氏の見解を肯定する。「門地二品」と「二品才堪」はともに郷品二品であり、その中の上下を表したものであるとする。²⁹⁾

以上みてきたように、「門地二品」と「二品才堪」はそれぞれ二つの階層を代表しているとされるが、問題の焦點は、「門地二品」より格下とされる「二品才堪」が、果たして郷品二品を得ているかどうかということである。

この問題は、皇帝権力と貴族制の關係を理解するうえで大きな意味を持つ。つまり、「二品才堪」が郷品二品を得ていたとすると、もともと郷品二品を得ていない人、いうなれば貴族ではない人たちが、なんらかの方法で郷品二品を得たことになる。もしこのような理解が成立するならば、「門地二品」とは郷品二品の中の上層であり、郷品二品にはこれ以外に門地はなくとも才學によって新規参入の道が開かれていたことになる。「二品才堪」たるものはその恰好の例證ということになる。その背景には、たとえば任子制を基軸にした任官の堆積の結果として、任官希望者の父が禪讓革命あるいはその他の政變に際會して出世の糸口をつかむことに成功した場合には、その子孫が急激な地位上昇を果たし、新興貴族の家門が誕生したという點において皇帝権力の問題が関わってくるのである。³⁰⁾このような構圖は明晰で分かりやすい。南朝

における貴族制と皇帝権力との關係を再認識する際には極めて重要な論據となつてゐる。事實、川合氏は「二品才堪」層の出現を、「家格によつて自動的に官職を獲得し得るような體制」、「官職の獨占世襲」といった官崎説に大きく修正を迫らうとした際の有力な論據としてゐる。

しかし、「二品才堪」が本當に郷品二品を賦與されていたのか、非常に微妙に思われる。というのは、確かに宮崎氏はその説を證明出来る史料を一つも出してゐないが、同時にまた胡・閩兩氏も傍證の形でしか郷品二品の取得を説明できていないからである。つまるところ問題は、その際引用された史料の解釋が正鵠を射ているかどうか、という點にある。章を改めて、詳しくみてみよう。

三、「二品才堪」と郷品二品

「二品才堪」とされる人物が郷品二品の身分を得ていたかという點において、宮崎氏とその他の學者には決定的な違いが見られる。本章は「二品才堪」を郷品二品とした胡・閩二氏が傍證として使つた三つの史料を取り上げ、逐一検討を加える。

(一) 徐羨之の例について

『宋書』卷四三徐羨之傳に次のような記載がある。

徐羨之、字は宗文、東海郟の人なり。祖は寧、尙書吏部郎、江州刺史、未だ拜せずして卒す。父は祚之、上虞令なり。羨之は少くして王雅の太子少傅主簿、劉牢之の鎮北功曹、尙書祠部郎と爲るも、拜せず。桓修の撫軍中兵曹參軍となる。高祖と府を同じくして、深く相い親結す。……義熙十一年、鷹揚將軍・琅邪内史に除せられ、仍お大司馬從事中郎と爲り、將軍は故のごとし。高祖北伐するに、太尉左司馬に轉じて、留任を掌り、以て劉穆之を副貳す。初め、高

祖議して北伐せんと欲するに、朝士は多く諫むるも、唯だ羨之のみ黙然たり。或ひと何ぞ獨り言わざるかを問うに、羨之曰く、「吾位は二品に至り、官は二千石と爲り、志願は久しく充てり。……」と。劉穆之の卒するや、高祖命じて羨之を以て吏部尙書・建威將軍・丹陽尹と爲し、……尙書僕射に轉じ、將軍・尹は故のごとし。

胡寶國氏は、徐羨之が自ら「位至二品」と言っているのは、彼がこのときすでに郷品二品を得ていたことを意味するものであると解している。また同じ徐羨之傳の「羨之起くること布衣自りし」という箇所を引用して、「布衣」とは郷品二品を得ていないとしたうえで、「布衣」出身の徐羨之が個人の才能によって郷品二品を得ていたことは、「二品才堪」の典型的な事例であると指摘した。

だが、「布衣」と言われた徐羨之の出身について、もう少し考える必要がある。『南史』卷二三王華傳によれば、一流貴族の琅邪王氏に屬する王華は徐羨之を「中才寒士」と評價している。⁽³²⁾南朝で「寒士」と稱されたのは、どのような人たちであろうか。越智重明氏はこの言葉に注目して、徐羨之は自分の位が二品に至ると言ったが、それは六品官の太尉左司馬に相當し、「官爲二千石」は五品官の琅邪内史をさすのであり、したがって「寒士」とは五品官を極官とすべき次門層にあたるものと述べる。⁽³³⁾祝總斌氏も同じく、徐羨之の「寒士」「布衣」という身分は一流貴族の琅邪王氏に輕んぜられたが、それほど低いわけでもなく、「一般高門」に屬するものであるとする。⁽³⁴⁾

注目に値するのは、越智・祝二氏の言う「次門」あるいは「一般高門」がそれなりの意味合いを持つ言葉だという点である。越智氏の「族門制」説によれば、制度上の政治身分として甲族（上級士人層）・次門（下級士人層）・後門（上級庶民層）・三五門（下級庶民層）の存在があり、貴族に相當するのが甲族であり、郷品は一・二品、起家官は五・六品である。次門は郷品三・四・五品をもつ。⁽³⁵⁾祝氏からすれば、一流の貴族とは當時は「甲族」とも稱され、一つの家族で何代も郷品二品を取得し、さらに官品一品から五品までの官職についた家を指す。「次門」は郷品三品から九品までの出身で、何代かにわたって、最高で官品六品まで登りついた家族を指す。⁽³⁶⁾

このように見れば、少なくとも越智・祝二氏は、徐羨之の出身は決して低くないと見ているのである。ただ、郷品二品を得ていたかという点、「次門」についての解釋からすると、得ていないことになる。果たしてそうであろうか。

徐羨之の身分をめぐって、三人の學者はともに「布衣」「寒士」といった言葉に着目して、徐羨之が寒人もしくは次門であると断定した。しかし、このような分析はやや遠回りではなからうか。徐羨之傳の最初に「少くして王雅の太子少傅としてよからう。太子少傅主簿の官品は、『宋書』職官志には載っていないが、『隋書』卷二百六官志上に載せる「梁十八班表」では、梁朝十八班官制の中の第三班となっている。まぎれもなく郷品二品の士人が任せられる官職である。ちなみに、徐羨之の任官を見てみると、最初の太子少傅主簿・鎮北功曹・尙書祠部郎（三つとも就任しなかった）から撫軍中兵曹參軍・琅邪内史・大司馬從事中郎・太尉左司馬などを経て、その後の吏部尙書・丹陽尹・尙書僕射に至るまで、すべて郷品二品のものしか就けない官職ばかりである。³⁷⁾

では、なぜこれほど重要な太子少傅主簿が無視されていたのか。推測の域を出ないが、「布衣」「寒士」といった身分的な言葉にとらわれて、それを軸に次門から甲族へという序列の轉換を説明しようとするあまり、起家官には目が向かなかったのかも知れない。³⁸⁾ また、胡寶國氏の場合、出身の低い「布衣」が郷品二品を獲得するという筋書きを描き出すことよって、「二品才堪」の實像を解明し、南朝における寒人の進出、ひいてはその背後にある皇帝權力の役割を強調する狙いもあつたのではなからうか。

しかし、太子少傅主簿に起家した徐羨之の出身は一流の甲族に比べて劣っているかもしれないが、明らかに郷品二品の獲得者であり、「才堪二品」ではなかった。彼の言っている「吾位は二品に至り、官は二千石と爲り、志願は久しく充てり」とは、郷品二品の身分で官品四、五品の官職に就くことに、大變満足しているとの意思表示にすぎない。³⁹⁾ いずれにしても、「位至二品」が「二品才堪」ではないことは明らかである。

(二) 蘇寶生の例について

「二品才堪」に當たる例として、閻步克氏は蘇寶生という人物の例を擧げている。彼の列傳は、『宋書』卷九四王僧達傳に附せられている（括弧は筆者注。以下同）。

蘇寶なる者、名は寶生、本は寒門、文義の美有り。元嘉中、國子學を立つるや、『毛詩』の助教と爲り、太祖（文帝）の知る所と爲る。官は南臺侍御史、江寧令に至る。

ここに見られる「寒門」について、宮崎市定氏は「土であるがその門地が寒なる場合、つまり、郷品三品乃至五品というものが寒門に他ならない」と説明している。また、『隋書』百官志上には陳制について次のような記事がある。

陳は梁を承け、皆な其の制官に循い、……又た流外に七班有り、此は是れ寒微の士人之と爲る。此の班に従う者にして、方めて進みて第一班に登るを得。

流外官とは、寒微の士人が就く官職であり、七つの等級があることが記されている。同じ『隋書』百官志上には、梁制として「位の二品に登らざる者は、又た七班と爲す」という文があるから、陳制で言うところの「寒微」とは、郷品三品以下の出身のものをさすことが分かる。宮崎氏の指摘と併せてみれば、蘇寶生が郷品三品以下の出身であることは容易に推測されよう。寒門出身で國子學の助教となった蘇寶生は先の范泰の上奏に述べるところの前二者には該當せず、従つてこれこそが「二品才堪」にあたると考えられるが、彼は果たして郷品二品を得たのであろうか。ここに重要な手がかりとなるのが「南臺侍御史」という官職である。

『通典』卷三七職官一九によれば、劉宋時代における侍御史の官品は第六であり、梁十八班官制では流内第一班となる。先にも指摘したが、梁の武帝による天監年間の官制改革は、いわゆる「位の二品に登らざる者は、又た七班と爲す」に示されるように、流内十八班はすべて郷品二品の獲得者が就任する官職と決まっている。従つて流内第一班の侍御史就任者

の郷品は二品のはずである。閻氏はこれに基づいて、「蘇寶生は國子助教から南臺侍御史に遷った。このことは二つの官職のもつ中正品（郷品）が同じであることの證左である。ともに「二品才堪」であり、『門地二品』ではなかった」と述べる。⁽⁴¹⁾すなわち、蘇寶生が寒門であり、郷品二品を持たないものの、やがて郷品二品の者の就任が許される助教および南臺侍御史に就いた。彼が郷品二品を獲得したことがここに證明できるし、また寒門からの出身で郷品二品を得られることは、まさに「二品才堪」に相當するという論理も成り立つといつのである。

このような結論を出す前提となっているのは、蘇寶生が寒門の出身にもかかわらず、郷品二品のものしか就任できない國子助教と南臺侍御史に就いたということである。この例はほかでもなく、「二品才堪」たるものが郷品二品を獲得した證據であり、出身の低い寒人が貴族階層に入った證左でもある、というわけである。

閻氏は國子助教と「二品才堪」の關係を論證するために、南臺侍御史を引き合いに出した。⁽⁴²⁾しかし、南臺侍御史に就いたことが郷品二品を獲得した證據になるのか、一考を要する。確かに、南臺侍御史とは本來は郷品二品のもものが就くべき官職であったが、南朝ではすでに多くの寒人がその職に就いた、いわゆる「寒官」となっていたことは、つとに唐長孺氏の指摘したとおりである。それは『南史』卷七七恩倖傳に登場する多くの寒人がこの職に就いたことから明らかである。⁽⁴³⁾ここに、南臺侍御史に就いた一人の寒人の例を見てみたい。その際、特に彼が郷品二品を獲得していたかどうか注目しよう。

『南史』恩倖傳は紀僧眞という人の任官の一部を「後南臺御史、高帝の領軍功曹に除せられ」と記している。南朝貴族制を語る際、この紀僧眞は必ず挙げられる人物の一人である。『南史』卷三六江數傳に、

是より先 中書舍人紀僧眞 武帝に幸せられ、稍く軍校を歴するも、容表には士風有り。帝に謂いて曰く、「臣は小人、出づること本縣の武吏よりするも、聖時に邀逢し、階榮此に至る。兒の爲に昏り、苟昭光の女を得たり。即ち時に復た須むる所無し、唯だ陛下に就きて士大夫と作らんことを乞うのみ」と。帝曰く、「江數・謝淪に由る。我此

の意を措くを得ず、自ら之に詣るべし」と。僧眞 旨を承けて敷に詣り、榻に登りて坐の定まるに、敷 便ち左右に命じて曰く、「吾が牀を移して客に譲れ」と。僧眞 氣を喪いて退き、武帝に告げて曰く、「士大夫は故より天子の命ずる所に非ず」と。

とある。南臺侍御史や中書舍人を歴任した紀僧眞は、南齊の高帝・武帝から恩寵を受けている。しかし、武吏・小人と言った寒人出身の身分が、彼にとつて唯一の悩み事であるらしい。そこで、頼りとする天子に助けを求め、「士大夫」になりたいという願いを傳えた。「士大夫」とは、いうまでもなく郷品二品の獲得者である。しかし、一流貴族である江敷の前に怖気づいた彼は、「士大夫」の身分が天子の命によって一朝一夕に獲得できるものではないことを悟り、結局その願いは諦めざるを得なかった。

このように見てくると、郷品二品のものが就くべき官職に實際に就いたからといって、ただちに郷品二品を獲得していると理解するのは、やや早計ではなからうか。さらに『南史』恩倖傳を繙けば、多くの寒人出身者が南臺侍御史や中書舍人といった流内官に就任していたことに氣が附く。紀僧眞の例に見られるごとく、彼らが郷品二品を獲得していたとは決して言えない。⁽⁴⁾

以上をまとめると、寒門出身の蘇寶生こそは確かに「二品才堪」と考えられ、彼は南臺侍御史になったとはいえ、郷品二品を得ていない蓋然性が極めて高い。「二品才堪」とは、郷品二品に相當する才能や資質を持っているが、郷品二品という身分あるいは出身を持っていないということを示しているのである。

(三) 朱幼の例について

「二品才堪」であろうとされるもう一つの史料がある。『宋書』卷九四恩倖・阮佃夫附朱幼傳に、

幼、泰始の初に外監と爲り、張永の諸軍の征討するに配せらる。濟辦の能有れば、遂に官は二品に涉り、奉朝請・南

高平太守と爲り、安浦縣侯に封ぜられ、食邑は二百戸なり。

とある。胡寶國氏は朱幼の出身が寒微であり、宋の明帝の時「濟辦之能」があるため、「遂官涉二品」となったことから、「二品才堪」を最も反映する證據であると指摘している。

朱幼が最初に就いた外監という官職は、當時の制局監と同職異名であり、領軍將軍の所管であり、一定の兵權を有していた。⁽⁴⁵⁾『南齊書』卷五六倅臣傳にも「制局監、器仗兵役を領す。亦た寒人にして恩倅せらるる者を用いる」とその職能や就任者の身分が語られている。また、『隋書』百官志上に載せられた梁十八班の官制を見ると、「殿中外監、……三品蘊位たり」と記載され、「不登二品」の寒門出身のものが就くべき官職であることが分かる。

以上のように、朱幼の出身は確かに「寒人恩倅」の類であるが、その能力によって郷品二品のものが就くべき官職、即ち奉朝請・南高平太守に就いた。もともと郷品二品を持っていなかったものが、のちに郷品二品の人が就任できる官職についた。「官涉二品」とあるのはこうした事情を指すのであろう。ただ、郷品二品を獲得したとする胡寶國氏と異なり、川合安氏は微妙でわからないと述べ、慎重な姿勢を見せている。⁽⁴⁶⁾朱幼ははたして郷品二品を取ったのであろうか。

結論を先に言えば、おそらく郷品二品を得ていない。理由は二つある。一つは、朱幼の傳記はごく短いものであるが、恩倅傳に記載されていること。周知のように、恩倅傳に収録されている人物は、作者の沈約に「身卑位薄」の人と認定されたものばかりである。『宋書』恩倅傳「序」には、

歲月遷譎し、斯の風漸く篤し。凡そ厥の衣冠は、二品に非ざる莫し。此れより以還、遂に卑庶と成る。周・漢の道は、智を以て愚を役す。臺隸參差して、用て等級を成す。魏・晉以來、貴を以て賤を役す。士庶の科、較然として辨つ有り。

とある。これによれば、この傳記に記載されている「恩倅」と呼ばれる人々は、皇帝權力を後ろ盾に威權をふるったが、その身分は「二品に非ざる莫し」と言われる「衣冠」(すなわち貴族)を基準として、そこに含まれない「卑庶」⁽⁴⁷⁾であって、

これは要するに郷品三品以下の者たちなのである。おそらく、朱幼もその例に漏れない。

今一つの理由については、同じ恩倖傳に収録される徐爰という人物を例として、以下に説明しよう。⁽⁴⁸⁾

徐爰は東晉時代の琅邪王大司馬府中典軍に起家して、その後劉宋時代では武帝から少帝、さらに文帝・孝武帝まで、何代にも互って皇帝からの信頼を受けていた。官位もまた順調に上りつつあった。武帝の時、殿中侍御史・南臺侍御史・員外散騎侍郎といった官職を歴任した。孝武帝の時、爰が著作郎を領して、文帝以來の大事業である國史を編修して最後の總仕上げをした。その後、尙書左丞・黃門侍郎・太中大夫などを歴任した。徐爰の起家官であった琅邪王大司馬府中典軍は典型的な寒官である。⁽⁴⁹⁾しかし、その後の昇進は、先に引用した『隋書』百官志上の梁制によると、ほとんど郷品二品のものが就くべき官職ばかりである。例えば、著作郎・黃門侍郎・尙書左丞などはその典型である。それにも関わらず、彼が依然として郷品二品という重要な資格を持っていなかったことが、次の二つの史料から判断される。『南史』卷二三王球傳に、

時に中書舍人徐爰 上(文帝)に寵有り。上嘗て(王)球及び殷景仁に命じて之と相知らしむ。球 辭して曰く、
「士庶の區別は國の章なり。臣 敢て詔を奉ぜず」と。上 容を改めて謝す。

とある。徐爰が中書舍人となったことは、本傳では漏れている。實は多くの寒人がこの中書舍人についていることは先學の研究によってすでに明らかになっている。⁽⁵⁰⁾宋の文帝は寵愛している徐爰を琅邪王氏の王球と仲良くさせようとした。先の紀僧眞と同じく、一流の貴族に認知され、それによって郷品二品の身分を得んことを目論んでいたようである。しかし王球はさっぱりそれを斷った。たとえ皇帝の側近であっても、郷品二品がないと、庶であり、貴族との區別をつけなければならぬというのが王球の論理である。ここに、徐爰が郷品二品を持たない寒人であったことが分かる。

文帝期は彼の官界生涯の前半に當たるが、晩年においても、結局高い官職に昇任したにもかかわらず、郷品二品という身分を得ることはできなかったことが一つの事件に示唆されている。本傳によれば、明帝との關係が宜しくないため、詔

によつて厳しく叱責された。すなわち、

爰 權を乗りて日久し。上 昔藩に在りしとき、素より説はざる所あり。景和の世に及び、屈辱せられて卑約するも、爰 禮敬甚だ簡なれば、益ます之を銜む。泰始三年、詔して曰く、「夫れ君に事えて禮無きは、教道容れず。上を誦り己を銜うは、人倫の棄つる所なり。太中大夫徐爰 廝猥より拔跡せられ、饗逢を排斥して、遂に官は時望に參じ、門は豪族に伍す。位を遷り榮に轉ずるは、超荷に非ざる莫し。……」と。

とある。まず、「拔跡廝猥」とは徐爰の出身が寒人であつたことを意味する。その後、郷品二品が就ける官職に任命されたが、それは皆「超荷」、つまり彼の本来の卑しい出身に見合はず特別に拔擢されたものである。とすれば、黄門侍郎や太中大夫といった官職に就任したとはいへ、その身分は依然として郷品二品に及んでいなかったことが判明する。沈約は彼を寒門とみて恩倖傳に収録したが、それはおそらく彼が「郷品二品」ではなかつたことに起因するのであろう。

以上、やや煩瑣な考察を行った。恩倖傳に収録されていること、徐爰に見られるように高位の官職に就くことが必ずしも郷品二品の獲得に直結しないことから、朱幼の「官涉二品」とは、官職こそ郷品二品のものが就くべき官に就いたが、身分としては郷品二品が最後まで與えられていないのではないか、という結論に至つた。

四、「二品才堪」から見た南朝貴族制の本質

前章では、「二品才堪」に關する三つの史料を分析した。徐羨之の出身はもともと郷品二品であり、「二品才堪」ではない。蘇寶生・朱幼は寒人・寒門の出身である。前者は范泰の言う國子助教であり、「二品才堪」にあたる。後者は「官涉二品」と稱されるが、ともに郷品二品の身分を得ていない。このように見てくると、「二品才堪」の可能性がある事例が二つとも郷品二品を得ていないことになり、「二品才堪」なるものが郷品二品を得ていないと主張した宮崎市定氏の考えを支持すべきであらう。

「二品才堪」という用語を定義づけると、才能によつて郷品二品に見合う官職についた寒人をさすものとすべきである。すなわち「官涉二品」と同じく、「涉」「堪」という用語はむしろ、郷品二品ではないことを逆に明證している。

では、この結論を以て、南朝における貴族制と皇帝權力との關係をどのように考えたらよいのか。私見を述べる前に、一つの史料を先ず見よう。『南齊書』卷三三張緒傳に、

（緒）復た中正を領す。長沙王晃 吳興の聞人邕を選用して州の議曹と爲さんことを屬す。緒は資籍當たらざるを以て、執りて許さず。晃書佐を遣わして固く之を請う。緒色を正して晃の信に謂いて曰く、「此は是れ身家州郷のことなり、殿下何ぞ逼らるるを得んや」と。

とある。南徐州刺史の長沙王蕭晃は、吳興出身の聞人邕という人物を南徐州の議曹に任用しようとしたが、揚州大中正の張緒がそれを拒否した。刺史には州官を任命する権限があるが、問題は聞人邕が「資籍不當」と、本籍のある揚州の大中正の張緒に判断されたことである。「資」とはこれまでの歴任と実績を記す「官資」のこと、「籍」とは戸籍に記録されている郷品や起家官のことを意味する。⁵³ 南徐州の議曹は後の梁朝では流内一班に位置づけられており、郷品二品が就くべき官職である。聞人邕はそれをもつていないため、長官の蕭晃は本籍のある揚州大中正の張緒に郷品の昇格を依頼したところ、固く断られた。つまり、寒門出身と考えられる聞人邕が郷品二品の官職に就こうとすると、中正から新たに郷品二品を授與される必要があるのである。

張緒傳のこの記事と「二品才堪」「官涉二品」の事例を併せてみれば、郷品變更の権限はあくまでも中正に握られ、たとえ皇帝や宗室でも關與できないことが示されている。⁵⁴ 現實には出身の低い寒人を郷品二品に見合う官職に任命することはしばしばあったが、そうした場合においても、最も肝心な郷品變更の権限は皇帝權力側にはなかったことが明白となる。貴族制の中核とも言える郷品二品の授與や改正が全くできない皇帝權力の存在をどのように位置づけたらよいのか。九品官人法の仕組みに今一度立ち返ってみよう。中正が郷里社會の郷論に基づいて郷品を下す。郷品によつて官界に入る。

郷品二品のもはそれに見合う官職に昇進する。郷品三品以下のものにもそれに見合う官職があり、原則としてそれ以上の官職にはつけない⁵⁶。ただし例外的に、郷品三品以下のものが郷品二品に見合う官職に就く事例も確實に存在するが、その場合においても、中正の認定が必要不可欠である。國家權力の一部を構成する貴族とそれを取り巻く人事制度が皇帝權力を寄せ附けず、その影響を受けないことは、貴族制の自律的性質を浮彫にするのではなからうか。言ってみれば、皇帝權力からの干渉や介入がなく、貴族を中心とした官僚體制が國家權力の一部として機能している。一方では、側近として拔擢した寒人に對して、さらに高い官職に就くための郷品二品が授與できなかつた南朝皇帝權力の限界も見えてくるのである。

一般には、郷品二品の有無が、士庶という社會的身分を區別する決定的な要素であるとされる⁵⁶。それはその通りである。しかし、郷品二品というのは、官界における官職や昇進のコースを決め、貴族的官制を象徴する最も重要な要素でもある⁵⁷。さらに、郷品二品の獲得に皇帝權力がまつたく關與できない以上、皇帝權力と貴族制度も嚴格に區別されていたのである。そして、その區別を端的に現したのが「二品才堪」に他ならない。

皇帝權力側が、才能のある寒人や寒門出身の人を、高い官職、すなわち郷品二品の貴族が就く官職に就かせようとする場合、いくつかの方法が講じられた。一つは、紀僧眞や徐爰の例に見られるごとく、一流の貴族に認めさせることである。もう一つは、聞人邕の例にあつたように、中正に郷品を昇格させることである。しかし、それらはことごとく拒否された。そこで、郷品二品のないまま、郷品二品に見合う官職に就けさせる、「二品才堪」が案出されたのである。ここから筆者は、士庶の區別と官僚制における昇進のコースなどに現れる貴族制を打破するというよりは、むしろそれを承認して尊重する意向を皇帝權力側に見出だす⁵⁸。

郷品が官品を決定したことから、郷論という皇帝權力の外側に六朝貴族の起源やその自律性を措定した谷川道雄氏の考えは、今日でも有效な視點と言わなければならない⁵⁹。「二品才堪」の例にみられるように、貴族は王朝の官僚となつても、

なおその自律性を保持している。つまり、南朝の貴族制とは、王朝の外側でも王朝の内部でも皇帝權力に對して自律性を維持しているのであって、王朝の交替を超越しながら、國家權力を擔っているのである。そして、かかる超越性を南朝の皇帝によって認められたと思われる記事が、『梁書』卷五〇文學下・顏協傳に見える。

父は見遠、博學にして志行有り。初め、齊の和帝の荊州に鎮するや、見遠を以て録事參軍と爲す。江陵に即位するに及び、以て治書侍御史と爲す。俄に中丞を兼ね。高祖受禪するや、見遠乃ち食わず、發憤して數日にして卒す。高祖之を聞きて曰く、「我自ら天に應じ人に従う、何ぞ天下の士大夫の事に預からんや。而るに顏見遠は乃ち此に至れり」と。

梁の武帝は王朝を開いたことが天に應じて人に従う行動であるとしているが、それが士大夫、すなわち貴族の世界とはあまり關係がないことと考えていたようである。王朝内部においても貴族的な世界があり、皇帝權力側がたとえ王朝の革命や交替を果たしても、貴族のもつ自律性を認めざるを得ないことはこの一言に象徴されている。地方社會からの支持を自律性の本源として、さらに九品官人法を通して獨自な官僚システムを形成していった南朝貴族制に對して、ややもすれば宗室の内紛によって減んでゆく脆弱な權力基盤しか持たない皇帝權力は、むしろ補完的な存在だったという見方も成り立ちうるのではなからうか。⁶⁰⁾

おわりに

皇帝權力と貴族制との關係は六朝時代、ひいては中國史の發展の論理を求めてゆくうえで避けては通れない重大な問題である。本稿は、諸先學によって擧げられた「二品才堪」の問題に再検討を加え、南朝における貴族制と皇帝權力との關係に新しい考えを提示しようとしたものである。

「二品才堪」と稱されるものが郷品二品を獲得したとされる唐・胡・閩・川合諸氏の中、史料を擧げて檢證したのが

胡・閻二氏であるが、本稿では、これらの史料を再検討し、「二品才堪」は郷品二品を得ていないという結論を得た。「二品才堪」とは、郷品二品に見合う官職についた寒人や寒門の出身の人を指すのであり、「官涉二品」とともに、才能などによって郷品二品のものが就任できる官職に就くためにできた名稱でもある。郷品二品のものが就くべき官職についてたかると言って、実際に郷品二品の身分を得たとは限らない。實はこの「二品才堪」こそが、王朝内部における貴族の自律性を現したものに他ならない。

秦漢に樹立され、それ以降清朝まで強固に續いた一元的・中央集権的皇帝權力の存在を想定する場合、自律性を持つ貴族および貴族制度を排除されるべき対象として認識することは、ある意味で諒解できよう。⁽⁶¹⁾ たえば、南朝における皇帝權力の強化を語る場合、往々にして宗室を重要な州鎮に派遣して軍事権を握らせることと、寒門出身の人々を側近として拔擢したという二つの面から説明される。⁽⁶²⁾ 宮崎氏が言う、皇帝權力が嚴として存在し、絶えず貴族制を切崩すということも、これに由来するかもしれない。⁽⁶³⁾ しかし、六朝の貴族が朝廷の官僚となった際、皇帝權力からの制約や影響を受けず、郷論から郷品、さらに起家官へという独自の任官出世の論理を以て、地方社會から政界に入っていくその姿は、中國史上きわめて特異な現象としか言いようがない。言い換えれば、郷里社會の郷論・清議からの支持を得て、さらに官僚體制を通して自律的性質を不動のものにした貴族と皇帝權力からなる六朝の國家權力は、秦漢あるいは宋元明清の時代と異なる特質を有したのである。

六朝史を概観すれば、皇帝權力は貴族制を切り崩そうとしつつも、現實には頑として撥ね返されたことが見られる。独自の存在原理を持つ貴族制度に對して、皇帝權力は結局それを認めて、積極的に維持することになったのである。「二品才堪」なるものは這般の消息を雄辯に物語っている。従來の研究では、この「切り崩そう」という側面のみに注目してきただけであるが、本稿ではこれに對して、結果として皇帝權力が貴族制の論理を追認・尊重した（せざるを得なかった）という側面に焦點を當てたわけである。南朝では、王朝の内外を問わず、社會的政治的自律性をもつ貴族制は、王朝が交

替しようとも依然として聳え立つのであり、皇帝權力に對しても、寒門・寒人に對しても排他的ではあるが、同時にこの貴族制は郷論・清議、中正といった制約やチェックをも絶えず受けることになる。⁶⁴その意味では、六朝の貴族體制は決して閉鎖的・固定的なものではない。⁶⁵南朝の歴史は、かかる自律的な貴族體制を中心に推移していき、そのなかで皇帝權力は、たとえば九品官人法を通して獨自な官僚システムを形成した貴族制度の運営に對して、ある意味において協力もしくは補完という役割を果たしたと言つてもよいかもしれない。

註

- (1) 内藤湖南は中世という貴族時代の文化を次のように指摘する。「貴族時代に起つた色々の文化的なこと、經學・文學・藝術など、皆この時代の特色を備えてゐるが、これが支那文化の根本となり、今日の支那文化も、その上に築かれてゐる。」(『支那中古の文化』弘文堂、一九四七年、のち『内藤湖南全集』第十卷、筑摩書房、一九六九年に再録)。また、川勝義雄氏は「いわゆる中世を特色づける基本的な要因としての『貴族政治』」と要約して、氏の六朝貴族制研究を展開する。(『六朝貴族制社會の研究』岩波書店、一九八二年、「はしがき」)。
- (2) 渡邊義浩「所有と文化——中國貴族制研究への一視角——」(『中國——社會と文化』十八、二〇〇三年、のち『三國政權の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年に再録)。
- (3) 鐘鑫編集「田餘慶談門閥政治與皇權」(『東方早報・上海書評』二〇一三年一月六日)。亡くなられる二年前のこの發言の後半の部分で、田氏は「たとえ王朝が変わつても、制度の外観は異なつても、また皇帝制度そのものが倒されても、皇帝權力による支配思想や幾らかの支配機能はなお社會體の骨髓まで保存され、中國の歴史を形成した遺傳子であるといえる」と興味深い結論を下している。一九二四年の生まれで、北京大學歴史系在籍中に學生運動に参加した田氏は、最初は太平天國史と革命史を研究のテーマにした。その後、秦漢史や魏晉南北朝史の研究に従事し、『東晉門閥政治』『秦漢魏晉史探微』『拓跋史探』などの代表作を著して、中國や日本の學界に多大な影響を與えている。皇帝權力についての田氏の考えは、當然實證研究に基づいて得たものであるが、九〇年の生涯を通じて中國の近現代史を目的にしたりした氏の體驗や思いも、そこから讀み取ることができよう。

(4) 渡邊信一郎氏は六朝の専制的皇帝權力を論じた際、貴族政治および貴族的自律性を否定する見解を示している。「魏晉南北朝期には、數百名におよぶ貴族が朝堂に集結して意思形成を行ったが、この集團的意志が皇帝の最終的決裁を排除して自らの意志を貫徹したことは皆無であったといつてよい。かくして朝議の性格は、本質的には皇帝の諮問會議であり、その運営は皇帝の獨裁であり、専制である。」〔『天空の玉座』柏書房、一九九六年、第二章「元會の構造——中國古代帝國の朝政と禮儀——」、一〇二頁。〕しかし、「貴族」と呼ばれ、また「集團的意志」と言われた以上、皇帝權力を一方的に「獨裁」「專制」と稱することに違和感を覺えずにはいられない。

(5) 例えばDavid Johnson (姜士彬) の研究『*The Medieval Chinese Oligarchy*』Westview Press, Boulder, 1977. は「中期の中國は貴族國家であったのか、それとも官僚國家であったのか」という問題に焦點を當て、それは兩者による獨特な結合であると指摘したうえで、貴族の權力は、政府への奉職に基づくものであり、血統や家族、家柄によるものではないものの、五世紀から一〇世紀においては、官職につく際には、中華帝國のいかなる時代よりも、家柄からの影響を大きく受ける。晉から唐までに、おおよそ數百の家族が政治的・社會的に中國を支配したのである。それこそ寡頭政治にはかならないと結論づけたのである。家柄によつて官界にはいることは事實であるかもしれないが、それはあくまでも結果である。後ほど取り上げる郷論の役割

がもつと重視されるべきではないかと思われる。

(6) 時代區分論およびそこに附隨する論争は、近代以降日本の中國史や中國思想史の分野における最大のメルクマールと言つても過言ではない。その學術史的な整理や總括は多數に上つてゐるが、近年やや後景に退いた感は否めない。その中で、伊東貴之氏は六朝貴族制論を含む論争の背景となる近現代中國への評價や認識、傳統中國の王朝國家體制やそれを擔う知識人(士人)層、更には、政治理念としての儒教への評價や價值判斷などの側面を取り上げて、概括的に考察・論證を行い、中國史の全體像の追求に新たな一石を投じている。(『傳統中國をどう捉えるか? 研究史上のボレミックに見る儒教の影』、『現代思想』二〇一四年三月號〔特集・いまなぜ儒教か〕vol.424、青土社)。

(7) 内藤湖南『支那近世史』(弘文堂、一九四七年、のち前掲『内藤湖南全集』第十卷、一九六九年に再録)。

(8) 荻森健介氏は、湖南が提示した貴族像には地方名望家と官僚との兩側面があるとしたうえで、二つの側面をそれぞれ探究することが、戦後日本の貴族制研究の基調となつていったと指摘している。(『中國史における貴族制研究に関する覺書』、『名古屋大學東洋史研究報告』七、一九八一年)。

(9) 六朝時代を含む漢から唐代までの國家權力について、渡邊信一郎氏は、皇帝と皇帝が直接任命した官僚との間、そして地方長官とその屬吏との間に形成された二重の君臣關係からなることと、朝政の最終的決裁權が皇帝に握られる

- ことを特徴として指摘する。(前掲『天空の玉座』第二章「元會の構造——中國古代帝國の朝政と禮儀——」を参照。秦漢以降の帝政時代を專制國家としてとらえた渡邊氏の六朝皇帝權力に關する考であるが、おそらく六朝時代の皇帝權力を強調する場合、一般的な見方でもあるように思われる。しかし、最終的決裁權が果たして皇帝に握られるかどうかはもちろんのこと、高級官僚である貴族の起源を地方社會に求める視點に立つと、皇帝が直接任命した高級官僚云々などについては、なお考究の餘地があるように思われる。渡邊氏の研究については、都築晶子「六朝貴族研究の現況——豪族・貴族・國家——」(『名古屋大學東洋史研究報告』七、一九八一年)を参照。
- (10) 宮崎市定『九品官人法の研究——科擧前史——』(『東洋史研究會、一九五六年、のち『宮崎市定全集』六、岩波書店、一九九二年に再録)。
- (11) 谷川道雄「六朝貴族制社會の史的 성격と律令體制への展開」(『社會經濟史學』三二—一—五、一九六六年、のち『中國中世社會と共同體』國書刊行會、一九七六年に再録、一五二頁)。
- (12) 宮崎氏は「中正の評價は、郷評を反映すべきことになっているが、當時の郷評なるものは、一種の豫言的な性質をもつことが多かった……中正が郷評によって九品を下したとすれば、その九品は、目下の状態ではなくして、遠い將來の歸着點を豫想した上でのことである」と述べ、郷里社會による郷論を貴族制の原基としている。(前掲『九品官人法の研究——科擧前史——』、九八頁)。
- (13) 谷川道雄「中國中世の探求——歴史と人間——」(『日本エディタースクール出版部、一九八七年)。
- (14) 内藤湖南「概括的唐宋時代觀」(初出一九三二年、のち『内藤湖南全集』第八卷、筑摩書房、一九六九年に再録、一一二頁)。
- (15) 前掲『九品官人法の研究——科擧前史——』、四三一頁。
- (16) 矢野主税「門閥社會成立史」國書刊行會、一九七六年。
- (17) 越智重明『魏晉南北朝の貴族制』研文出版、一九八二年。
- (18) 谷川道雄「魏晉南北朝隋唐史の基本問題總論」(谷川道雄・堀敏一・池田溫・菊池英夫・佐竹靖彦編『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』中國史學の基本問題シリーズ2、汲古書院、一九九七年)。なお、福原啓郎氏は日本における六朝貴族制研究を整理し、「六朝貴族制に關する展開の中で、内藤湖南の貴族制論を原點とし、川勝義雄の貴族制論へと繋がる系譜こそが主流であったのであり、今後の最大の問題は、川勝義雄の貴族制論が十全に説明することができなかった皇帝權の問題であろう」と述べ、貴族と皇帝權力との問題が焦點となっていることを指摘している。(『日本における六朝貴族制論の展開について』、京都外國語大學『研究論叢』七七、二〇一一年)。
- (19) 田餘慶『東晉門閥政治』(北京大學出版社、一九八九年)。
- (20) 胡寶國「東晉南朝時代の九品中正制」(『中國史研究』一九八七年第四期)、閻步克「變態與融合——魏晉南北朝

(吳宗國主編『中國古代官僚政治制度研究』北京大學出版社、二〇〇四年)。ただし、二氏の考えに對して、張旭華「南朝九品中正制的發展演變及其作用」(『中國史研究』一九九八年第二期、のち『九品中正制略論稿』中州古籍出版社、二〇〇四年に再録)、および拙稿「九品官人法中的鄉品稱謂考論」(『江海學刊』二〇一二年第六期、のち『東晉貴族政治史論』江蘇人民出版社、二〇一五年に再録)、はそれぞれ反論を試みている。

- (21) 川合安『南朝貴族制研究』(汲古書院、二〇一五年、「結論」、三五二—三五三頁)。なお、福原啓郎「書評川合安著『南朝貴族制研究』」(『六朝學術學會報』一七、二〇一六年)、小林聰「書評川合安著『南朝貴族制研究』」(『唐代史研究』一九、二〇一六年)も参照。

(22) 前掲拙著『東晉貴族政治史論』。

- (23) 一例を挙げよう。「晉書」卷四九羊曼傳には、「時州里稱陳留阮放爲宏伯、高平都鑿爲朗伯、泰山胡母輔之爲達伯、濟陰下邳爲裁伯、陳留蔡謨爲朗伯、阮孚爲誕伯、高平劉綏爲委伯、而曼爲輶伯、凡八人、號兗州八伯、蓋擬古之八雋也」とある。八伯の中の阮放・胡母輔之・阮孚・羊曼は西晉においていわゆる放達名士の中心人物であるが、彼らに與えられた「宏」・「達」・「誕」・「輶」といった郷論の評価は放達行爲そのものに對する好意的・肯定的なものと思なしてよい。その後の羊曼の經歷については、本傳に「少知名、本州禮命、太傅辟、皆不就。避難渡江、元帝以爲鎮東參軍、轉丞相主簿、委以機密。歷黃門侍郎・尚書吏部郎・

晉陵太守、以公事免。曼任達類縱、好飲酒。溫嶠・庾亮・阮放・桓彝同志友善、竝爲中興名士」と記されている。「任達類縱にして、飲酒を好む」とは、放達の現れであろう。注目したいのが、「太傅辟」である。「晉書」卷八六張軌傳に「軌」爲二品之精、衛將軍楊琇辟爲掾」とあり、また『宋書』卷六〇范泰傳に「昔中朝助教、亦用二品。潁川陳載已辟太保掾、而國子取爲助教」とあるように、衛將軍や太保のような公府に辟せられる屬官が郷品二品のものであることが分かる。とすると、太傅府に辟せられた羊曼もまた、郷品二品を獲得していたと考えられる。つまり、「輶伯」として放達名士の仲間入りを果たした羊曼が郷里社會から稱贊や肯定を受け、やがて中正によつて二品を付與されていたのである。なお羊曼については、拙稿「兩晉交替期における放達の氣風について」(『東洋史苑』第五四號、一九九九年)を参照。放達の風氣が西晉にいたり、一種の社會風俗となるのは、後漢以來の長い時間の中で、儒家思想が衰退の状態に陥り、傳統的な禮教が人を束縛する能力を喪失したことの現れであると考えられる。

- (24) 川勝義雄氏はかつて次のように述べた。「東晉貴族制の本質とは、したがって私の考えでは、郷論主義を原理とするイデオロギー支配の體制というほかないように思われる。……郷論主義は北方から輸入されたイデオロギーとして、外から上から江南社會に押し附けられたことはいうまでもない」と。「東晉貴族制の確立課程——軍事的基礎の問題と關聯して——」(前掲『六朝貴族制社會研究』、二五

- 頁)。この指摘を受け、筆者はこれを踏まえたくて、前掲拙著『東晉貴族政治史論』において主に北來貴族による貴族的政治・政策の実施と、そのような政治・政策に込められる江南社會への配慮と尊重、また今度は江南社會（民衆も含む）から支持されたことを明らかにした。
- (25) 前掲宮崎市定『九品官人法の研究——科擧前史——』、二〇六頁。
- (26) 唐長孺『九品中正制度試釋』（『魏晉南北朝史論叢』生活・讀書・新知三聯書店、一九五五年、一一四頁）。
- (27) 前掲胡寶國『東晉南朝時代の九品中正制』。
- (28) 閻步克『中正品與勳位』（『品位與職位——秦漢魏晉南北朝階制度研究』中華書局、二〇〇二年、三二四—三二五頁）。
- (29) 川合安「門地二品について」（『集刊東洋學』九四號、二〇〇五年、のち前掲『南朝貴族制研究』に再録、二七八頁）。
- (30) 上掲「門地二品について」、二九三頁。なお、川合氏は越智重明氏の研究を援用し、新興貴族の家門にして舊來の貴族家門の一員に加わった例として、『南史』卷二五に見える到彦之とその子孫を擧げている。
- (31) 羨之起自布衣、又無術學、直以志力局度、一旦居廊廟、朝野推服、咸謂有宰臣之望。
- (32) 文帝將入奉大統、以少帝見害、不敢下。華曰、「先帝有大功于天下、四海所服。雖嗣主不綱、人望未改。徐羨之中才寒士、傅亮布衣諸生、非有晉宣帝、王大將軍之心明矣。」
- ……」
- (33) 前掲『魏晉南朝の貴族制』（第五章「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」第三節「宋齊時代の寒士、布衣、寒素、大選、小選、大官、小官、清官、濁官」、二五〇頁）。
- (34) 祝總斌「試論魏晉南北朝の門閥制度」（『材不材齋文集——祝總斌學術研究論文集』下編、三秦出版社、二〇〇六年、二二三頁）。
- (35) 前掲『魏晉南朝の貴族制』第五章「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」第一節「族門制」。
- (36) 前掲「試論魏晉南北朝の門閥制度」、一九五頁、一九九頁。
- (37) 後文にも觸れるが、『隋書』百官志上に「位の二品に登らざる者は、又た七班と爲す」とあるように、梁朝の流内十八班とはすべて郷品二品の獲得者が就任する官職と決まっている。徐羨之が歴任したこれらの官職は明らかに梁朝の流内官に相當するものであるから、郷品二品ではないものの就任が許されることが分かる。
- (38) 例えば、越智氏は徐羨之の出身について、次のように語る。「徐羨之が布衣より起り、術學がなかった、とあつて（寒士の）羨之を布衣から起つたとしている。羨之の祖父寧は尚書吏部郎、父祚之上虞令、羨之は少にして王雅太子少傅主簿などとなっている。……これらから見ても、（羨之）に關していう布衣が官人たるべき士人の一つ、具體的には次門層としての寒士を指していると考えられる。」（前掲『魏晉南朝の貴族制』、二五一頁）このように「太子少

傳主簿」に言及してはいるものの、それを起家官として分析していない。

- (39) 野田俊昭氏は南朝の「寒土」について、「甲族」ではなく次門にほかならないと指摘する。さらに「清議」「郷論」の適用と言う観点から見て、次門のもつ郷品は二品であったはずだとする。「南朝の『寒土』——その極官とその理解をめぐって——」（『東方學』第九十七輯、一九九九年）、および「南朝の清議・郷論」（久留米大學『産業經濟研究』第五〇巻第一號、二〇〇九年）を参照。このように見れば、「寒土」と言われる徐爰之も次門であるが、郷品二品に該当するのであろう。

- (40) 前掲宮崎市定『九品官人法の研究——科擧前史——』、二一四—二一五頁。

- (41) 前掲閻步克「中正品與勳位」（『品位與職位——秦漢魏晉南北朝官階制度研究』、三二五頁）。

- (42) 『唐六典』卷二に「晉武帝初立國子學、置助教一五人、官品視南臺御史、服同博士。……宋齊並同。梁班第二、陳品第八」とあり、國子助教と南臺御史が官品同等の官職であることが示されている。

- (43) 唐長孺「南朝寒人的興起」（『魏晉南北朝史論叢編續』、生活・讀書・新知三聯書店、一九五九年、一〇〇頁、注の四）を参照。

- (44) 中村圭爾氏は、中書舍人に就くいわゆる恩倅寒人に共通する官歴として、南臺侍御史↓員外散騎侍郎↓中書舍人↓給事中↓校衛↓郡太守を抽出した。（南朝の九品官制にお

ける官位と官歴——梁十八班制成立をめぐって——」、「史學雜誌」八四—四、一九七五年、のち『六朝貴族制研究』、風間書房、一九八七年に改題再録、二六八頁）。恩倅寒人は先に指摘したように、當然郷品三品以下のものであろう。とすれば、中村氏が明らかにされたかか官歴をたどったものもまた、恩倅寒人である以上、郷品の上がる可能性はまずなかったと考えるべきである。

- (45) 張金龍「南朝監局及其軍權問題」（『文史哲』二〇〇三年第四期）。

- (46) 前掲「門地二品について」、二七七頁。

- (47) この恩倅傳「序」とほぼ同文が『文選』卷五十に「恩倅傳論」として収録されており、「自此以還、遂成卑庶」の李善注には「衣冠以外、皆同下科」とある。

- (48) 沈約と徐爰との関係については、卜梁・唐燮軍「從徐爰《宋書》到沈約《新史》的轉變」（『史學史研究』二〇一五年第四期）を参照。

- (49) 中典軍の官品などについては、現存の史料には見当たらない。わずかに『晉書』卷九五戴洋傳に、古い師の戴洋が東晉初期に祖約の中典軍になる例が見える。さらに洋がその前に丞相令史になったことにも注目したい。「令史以下小人」（『梁書』卷二王泰傳）、「自魏晉以來、令史之任、用人常輕」（『唐六典』卷一尚書令史の條）と言われるように、令史に就くのもっぱら小人のごとき寒門・寒人の出身者である。このように見ると、すくなくとも東晉以降における中典軍は寒人が就任する官職だったに違いない。

- (49) 榎本あゆち「梁の中書舍人と南朝賢才主義」(『名古屋大學東洋史研究報告』一〇、一九八五年)。
- (51) 『顏氏家訓』雜藝篇に「王褒地胄清華、才學優敏、後雖入關、亦被禮遇、猶以書工、崎嶇碑碣之間、辛苦筆硯之役、嘗悔恨曰、『假使吾不知書、可不至今日邪。』以此觀之、慎勿以書自命。雖然、廝猥之人、以能書拔擢者多矣。故道不同不相爲謀也」とあり、顏之推は「廝猥之人」を王褒のようない「地胄清華」と對比して取り上げている。「地胄清華」とは一流の甲族、具體的にいうと、琅邪王氏のことをさす。したがって、「廝猥」とは寒人・寒門の出身を示すのであろう。
- (52) 『南齊書』には「資藉」としているが、『南史』には「資籍」となっている。後述するように、「籍」は戸籍を指すものと思われるため、『南史』の表記に従う。
- (53) 前掲拙著『東晉貴族政治史論』、六五―六七頁。
- (54) 野田俊昭氏は越智重明氏の「族門制」論を前提にしつつも、南朝における低級の家格から中級のそれへの上昇に關聯しては中正の役割に大きなものがあつたと指摘する。越智氏の「族門制」論については、なお再考の餘地があるが、中正の役割についての野田氏の考えは重要である。「南朝における家格の變動・再考」(『久留米大學文學部紀要』國際文化學科編第一九號、二〇〇二年)。
- (55) 唐長孺氏は郷品と官職の關係を次のように指摘する。「卑品(郷品三品以下)のものを指す——引用者)から官職が昇進した例はあるものの、官職の昇進に伴い、郷品も上げられる必要がある。魏晉の間、寒門の出身者が上品(郷品二品——引用者)に上ることは容易ではないが、晉宋の間では軍功を除けば、殆ど例が見られない。」(前掲「九品中正制度試釋」、一一―一頁)。
- (56) 南朝における士庶區別について、いくつかの研究が挙げられる。岡崎文夫「南朝における士庶區別に就ての小研究」(『南北朝に於ける社會經濟制度』弘文堂、一九三五年)、越智重明「宋齊時代における皇帝と士大夫」(『東方古代研究』一〇號、一九六〇年)、中村圭爾「士庶區別小論」(前掲『六朝貴族制研究』)、野田俊昭「南朝の士庶區別をめぐって」(『東方學』六三輯、一九八二年)、王鏗「論南朝宋齊時期的《士庶天隔》」(『北京大學學報(哲學社會科學版)』一九九三年第二期)、川合安「南朝の士庶區別」(『東洋史論集』第一二輯、東北大學、二〇一六年)。
- (57) 特に川合氏の論文は以上の研究を概括的に紹介している。郷品と起家官、官界における昇進のコース、家格との聯動といった仕組みについて、中村圭爾氏は次のように語っている。「たとえば、郷品二品と判定されたものであれば六品官起家であり、しかもかれはその後の昇進の過程で、郷品が二品でないものとは別の官途をたどるといような仕組みがあらかにされたのである。したがって、ある官僚が官僚社會においてどのような官位に就任でき、また就任できないかといったことは、よほどのことがない限り、彼の個人的な資質に左右されるのではなく、かれの起家官(すなわち郷品)によってすでに決定されているとさえい

える。」「九品官人法における起家について」、「人文研究」二五—一〇、一九七三年、のち前掲『六朝貴族制研究』に改題再録。

(58) 中村圭爾氏は、皇帝権力と貴族制との對置を軸にして南朝の士庶區別の歴史的意義を次のように語っている。「貴族」みずからが支配層である社會的階層秩序を國家の支配原理の中樞にすえ、よつて支配者の地位をより確固としたものにしよつとす。一部有力氏族層の志向と、そのような志向をある程度是認しながらも政治的支配體制の枠組の中でみずからの支配意志を貫徹している皇帝権力のありかた——それは恩倖・寒人によつて代辯される——がここに象徴されているのである。」(前掲『士庶區別』小論)。

しかし、その恩倖・寒人に郷品二品が賦與されず、貴族に懇願して賦與させよつとしたところ逆に拒否され、代わり「二品才堪」という名稱を與えたという事實は、「支配意志を貫徹している皇帝権力のありかた」ではなく、貴族體制に對する是認・尊重を通して皇帝権力を維持していくありかたを反映しているのではなからうか。

(59) 渡邊義浩氏は前掲「所有と文化——中國貴族制研究への一視角——」の中で「日本の貴族制研究において、谷川道雄の總括が大きな影響を與えていることは分かる。皇帝権力か、郷里社會かという二分論の中で、貴族制の存立基盤をいづれか一方に定めよつとする總括の方法は、谷川の問題意識を鮮明にするためには有効であつた。……谷川の犀利な理論が作り上げた貴族制研究の隘路から抜け出す

ためには、貴族を貴族たらしめるものを、皇帝権力にでも郷里社會にでもなく、貴族そのものの内に求めていく視角が必要なのではあるまいか」としたうえで、先進的な文化を國家に對して自律的に専有することにより生じる卓越性、これが九品官人法を媒介に高官の獨占、あるいは高官を貴族が獨占すべきという意識へと昇華していくという考えを呈示し、貴族の存立基盤に「文化」を置くことを主張する。氏の考えには傾聴すべき點が少なくない。ただ、「先進的な文化」を自律的に専有するとされる貴族がいかに地方社會から支持を受け、いかに王朝の内側で皇帝権力から自律性を保つていたのか、これらの問題を制度面から具體的に解明してゆく必要があるのではなからうか。その解明によつてこそ、はじめて氏の言う「文化」を存立基盤とする中國貴族のあり方の持つ歴史的意味を追求することが可能であると思われる。

(60) 森三樹三郎氏は顔見遠の例を「士大夫を中心とする私的秩序の發生、いいかえれば士大夫社會の成立」とみている。「六朝士大夫の精神」同朋舎出版、一九八六年、一三頁)。

中村圭爾氏もこの例を取り上げ、普遍的な力である皇帝の權威と権力といえども通用しないところもあり、士大夫の世界こそそれにほかならないと指摘する。「六朝貴族制と官僚制」、前掲谷川道雄・堀敏一・池田溫・菊池英夫・佐竹靖彦編『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』、一七一頁)。

(61) 秦から清までを一貫して專制的政治、專制的皇帝権力の時代として認識してきたのは一九世紀以來西洋思想の影響

を受けた結果であり、爾來中國史研究の重要な基點の一つとなつてゐる。侯旭東「中國古代專制主義說的知識考古」〔近代史研究〕二〇〇八年第四期を参照。なお、「專制論」がいかに近代中國において形成・定着していったのかについては、佐藤愼一「近代中國の知識人と文明」（東京大學出版會、一九九六年、第三章「近代中國の體制構想」）を参照。

(62) 閻步克『波峰與波谷……秦漢魏晉南北朝的政治文明』（北京大學出版社、二〇〇九年、第八章「動蕩時代的皇權與門閥」、一四九頁）。それに對して、拙稿「東晉王朝的崩潰與劉宋政權的性質——從貴族政治的視角來觀察」（『南京曉莊學院學報』二〇一四年第五期、のち前掲拙著『東晉貴族政治史論』に再録）では反論を試みた。

(63) 宮崎氏は、宋齊の天子が裏口から寒人・寒門を拔擢して制度として獨裁を行うようになることは、天子個人による專制政治とも稱すべく、中央集權機構の成長とは言い難いものであると指摘し、皇帝と寒人との關係に注目したのである。（前掲『九品官人法の研究——科擧前史——』第二編第三章「南朝における流品の發達」、二五〇—二五一頁）。

(64) 前掲野田俊昭「南朝の清議・鄉論」。

(65) 谷川道雄氏には次のような發言がある。「門閥主義の固定性、閉鎖性は、社會の沈滯をもたらす。……士庶の實際は實に天より隔たる」とか、「士庶の區別は即ち國の章（國家の原則）なり」というような、士庶の絶對的區別を強調する言葉が、公然と口にされた。」（前掲『隋唐世界帝國の形成』、一五七頁）。また吉川忠夫氏も「士大夫社會の輿論——清議——によつて、知識と道德の體得者たることの承認を必要とした……生れを存在の原理とする六朝士大夫は、おのずからにして排他的閉鎖的な世界を形成しがちであつた」と要約している。（『六朝士大夫の精神生活』『岩波講座世界歴史』五、一九七〇年、のち『六朝精神史研究』同朋舎出版、一九八四年に再録、六頁）。六朝貴族のもつ自律的世界を想定する場合、當然そこには排他的の一面があるが、隨時に輿論や清議からの厳しいチェックを受け、「犯鄉論」「犯清議」とされると、官職の昇進が止められることもしばしばある。自律性を持つ貴族制世界が一種の自淨機能を帯びていることは、それが決して閉鎖的固定的ではないことを反映しているのではなからうか。なお、南朝における「犯鄉論」「犯清議」について、前掲野田俊昭「南朝の清議・鄉論」、ならびに前掲張旭華「南朝九品中正制的發展演變及其作用」を参照。

【附記】本稿は中國國家社會科學基金「三一九世紀中國與東北亞各國關係研究」(5B25038)による成果の一部である。初稿は、二〇一六年十一月に國際日本文化研究センター・共同研究會「比較のなかの東アジアの王權論と秩序構想——王朝・帝國・國家、または、思想・宗教・儀禮——」(代表・伊東貴之)と二〇一七年三月に「瀬戸内魏晉南北朝研究大會」にて口頭發表した。二つの研究會の席上、國際日本文化研究センター伊東貴之先生、徳島大學葭森健介先生、放送大學近藤成一先生と、龍谷大學佐藤智水先生、大手前大學山口正晃先生、龍谷大學北村一仁先生からそれぞれ貴重な御指摘を頂いた。また、執筆中、日本語の表現や訓讀などについては、山口先生から多大なる御助言と御盡力を得た。諸先生方の御教示・御厚情に衷心より感謝を申しあげる。

**A NEW STUDY OF THE ARISTOCRACY AND THE POWER OF
THE EMPEROR IN THE SOUTHERN DYNASTIES,
CONCERNING *ERPIN CAIKAN* 二品才堪 AND *MENDI ERPIN* 門地二品**

LI Jicang

It goes without saying that the Nine-rank System 九品官人法 characterized the aristocracy of the Six Dynasties. According to Miyazaki Ichisada, when *zhongzheng* 中正 were sent to provinces and prefectures by the imperial court and *xiangpin* 鄉品 (local ranks) were given to the official candidates, they were usually influenced by *xianglun* 鄉論 (local opinion), which was formed in the local society. The *xiangpin* determined the original rank of a person's official career, in other words, his initial *guanpin* 官品 (official rank). Both *xiangpin* and *guanpin* had nine ranks, and their interrelationship was very close. For example, when a person started his political career with a *xiangpin* of the second rank, his first official position would generally be one of the sixth rank, the difference between *xiangpin* and *guanpin* was usually four. After his initial rank, this person could finally be promoted to the second rank if his achievements and contributions were recognized. Tanigawa Michio, who paid careful attention to the structure of the Nine-rank System, explained that the fundamental factor that determined a person's qualifications or status to enter the world of aristocratic officialdom was local society that was outside the emperor's authority. We must now deepen our study on such problems from two viewpoints. First, there is room for reinterpretation as the meanings of the pertinent historical sources are still in dispute. Second, in terms of the autonomy of aristocrats, we must explain it in relation to the emperor's authority because as well as being socially determined by factors such as *xianglun*, and the aristocrats also functioned as bureaucratic officials.

This paper considers two technical terms seen in historical sources that are related to the Nine-rank System: *mendi erpin* 門地二品 and *erpin caikan* 二品才堪, and reexamines the relation between the emperor's authority and aristocracy in the Southern Dynasties in light of previous research. *Erpin caikan* meant a person of humble status, or one coming from a humble family, who assumed an official post that required *xiangpin* rank two. This concept was established in order to allow a person to become a high-ranking official due to his abilities and not his background. Although such a person could assume a position that required *xiangpin* rank two, this did not mean he would attain the status of *xiangpin* rank two. In short, while

the appearance of the concept of *erpin caikan* reflects aristocratic autonomy within the imperial court, we can also see more clearly that the limits of the power of emperors in the Southern Dynasties, who had difficulty giving *xiangpin* rank two to their close secretaries.

SOGDIAN WITH THE CONFERRED IMPERIAL SURNAME DURING THE LATTER HALF OF THE TANG DYNASTY : THE CASE OF THE AN 安 CLAN OF LIANGZHOU WUWEI 涼州武威 AND THEIR CONFERRED IMPERIAL SURNAME

FUKUSHIMA Megumi

Sogdian's surnames such as An 安, Kang 康, and Mi 米 are telling clues in identifying Sogdians in historical sources. In the latter half of the Tang dynasty, however, we find Sogdians with the conferred imperial surname Li 李 instead of a Sogdian surname. The loss of Sogdian's surnames can be seen as an essential turning point in the history of the Sogdians who later intermingled with other Eurasian tribes and were subsumed into them. Thus, in this paper, I focus on Sogdians with the conferred imperial surname and consider the trends concerning these names. First, in order to understand the conferred imperial surname in general during the Tang dynasty, I exhaustively tracked cases in historical sources and analyzed their patterns and meanings. In historical writings and stone inscriptions, I found the following five names : Li Baoyu 李抱玉, Li Guochen 李國臣, Li Guozhen 李國珍, Li Yuanzhong 李元忠 and Li Yuanliang 李元諒. Furthermore, among these Sogdians, I focus especially on Li Baoyu and Li Baozhen 李抱真, who was a paternal younger cousin and the successor of the former. This concentration is based on the fact that Li Baoyu and Li Baozhen belonged to the An clan who controlled and managed the Sogdian colony in Liangzhou Wuwei 涼州武威 for generations, and would be representative of the Sogdian merchants who emigrated to China. It is also the result of the fact that Li Baozhen is the rare case of a Sogdian whose name can be found in three kinds of historical sources, that is, monuments, epitaphs, and biographies in official histories, and it is thus possible to compare the accounts in these historical materials. As a result of these considerations, although the conferred imperial surname of the clan, the transfer of their legal domicile, and the failure of succession to *Jiedushi* 節度使 were all events that symbolized the end